

第72号議案

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月1日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

一般職の職員に準じ、会計年度任用職員の給料等の月額及び期末手当の支給率を改めるとともに、新たに勤勉手当の支給に関する規定を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前				
別表第1（第3条関係） 会計年度任用職員給料表			別表第1（第3条関係） 会計年度任用職員給料表				
号給	級	1級	2級	号給	級	1級	2級
		給料月額	給料月額			給料月額	給料月額
	円		円		円		円
1		154,600	219,100	1		142,600	210,700
2		155,800	220,600	2		143,800	212,400
3		157,000	222,100	3		145,000	214,100
4		158,200	223,300	4		146,200	215,700
5		159,400	224,400	5		147,400	217,200
6		160,700	225,800	6		148,700	219,000
7		162,000	227,100	7		150,000	220,600

改正後			改正前		
8	163,300	228,500	8	151,300	222,400
9	164,400	229,500	9	152,400	223,800
10	165,900	230,500	10	153,900	225,200
11	167,400	231,800	11	155,400	226,700
12	168,900	233,400	12	156,900	228,400
13	170,300	234,900	13	158,300	230,000
14	171,800	236,600	14	159,800	231,800
15	173,300	238,200	15	161,300	233,600
16	174,800	239,800	16	162,800	235,200
17	176,400	241,100	17	164,400	236,700
18	178,300	242,800	18	166,300	238,500
19	180,100	244,600	19	168,100	240,300
20	182,000	246,500	20	170,000	242,200
21	183,600	248,100	21	171,600	243,900
22	185,500	250,200	22	173,500	245,900
23	187,200	252,300	23	175,200	248,200
24	189,000	254,300	24	177,000	250,000
25	190,900	255,800	25	178,900	251,900
26	192,700	258,200	26	180,700	253,800
27	194,700	259,500	27	182,700	255,900
28	196,300	261,500	28	184,500	257,900
29	197,600	263,200	29	186,100	259,700
30	199,200	265,100	30	188,000	261,800
31	200,800	266,800	31	189,800	263,700
32	202,600	268,700	32	191,600	265,800
33	204,000	270,600	33	193,300	267,600
34	204,900	272,200	34	194,400	269,400
35	206,000	273,800	35	195,600	271,100

改正後			改正前		
3 6	2 0 6, 7 0 0	2 7 5, 7 0 0	3 6	1 9 6, 6 0 0	2 7 3, 2 0 0
3 7	2 0 7, 2 0 0	2 7 7, 7 0 0	3 7	1 9 7, 6 0 0	2 7 5, 3 0 0
3 8	2 0 8, 7 0 0	2 7 9, 6 0 0	3 8	1 9 9, 4 0 0	2 7 7, 3 0 0
3 9	2 0 9, 8 0 0	2 8 1, 5 0 0	3 9	2 0 0, 8 0 0	2 7 9, 2 0 0
4 0	2 1 1, 2 0 0	2 8 3, 5 0 0	4 0	2 0 2, 3 0 0	2 8 1, 3 0 0
4 1	2 1 2, 6 0 0	2 8 5, 2 0 0	4 1	2 0 4, 0 0 0	2 8 3, 1 0 0
4 2	2 1 4, 1 0 0	2 8 7, 0 0 0	4 2	2 0 5, 7 0 0	2 8 5, 0 0 0
4 3	2 1 5, 6 0 0	2 8 8, 7 0 0	4 3	2 0 7, 3 0 0	2 8 6, 8 0 0
4 4	2 1 7, 0 0 0	2 9 0, 5 0 0	4 4	2 0 8, 9 0 0	2 8 8, 6 0 0
4 5	2 1 8, 4 0 0	2 9 2, 3 0 0	4 5	2 1 0, 5 0 0	2 9 0, 6 0 0
4 6	2 1 9, 8 0 0	2 9 3, 9 0 0	4 6	2 1 2, 1 0 0	2 9 2, 1 0 0
4 7	2 2 1, 3 0 0	2 9 5, 2 0 0	4 7	2 1 3, 8 0 0	2 9 3, 8 0 0
4 8	2 2 2, 8 0 0	2 9 7, 0 0 0	4 8	2 1 5, 5 0 0	2 9 5, 7 0 0
4 9	2 2 3, 9 0 0	2 9 8, 5 0 0	4 9	2 1 6, 9 0 0	2 9 7, 3 0 0
5 0	2 2 5, 3 0 0	2 9 9, 8 0 0	5 0	2 1 8, 6 0 0	2 9 8, 8 0 0
5 1	2 2 6, 5 0 0	3 0 1, 4 0 0	5 1	2 2 0, 3 0 0	3 0 0, 3 0 0
5 2	2 2 7, 6 0 0	3 0 3, 0 0 0	5 2	2 2 1, 9 0 0	3 0 1, 9 0 0
5 3	2 2 8, 6 0 0	3 0 4, 2 0 0	5 3	2 2 3, 1 0 0	3 0 3, 2 0 0
5 4	2 2 9, 9 0 0	3 0 5, 7 0 0	5 4	2 2 4, 8 0 0	3 0 4, 7 0 0
5 5	2 3 1, 2 0 0	3 0 7, 1 0 0	5 5	2 2 6, 2 0 0	3 0 6, 1 0 0
5 6	2 3 2, 7 0 0	3 0 8, 7 0 0	5 6	2 2 7, 9 0 0	3 0 7, 7 0 0
5 7	2 3 3, 7 0 0	3 1 0, 4 0 0	5 7	2 2 9, 1 0 0	3 0 9, 4 0 0
5 8	2 3 5, 0 0 0	3 1 2, 1 0 0	5 8	2 3 0, 5 0 0	3 1 1, 1 0 0
5 9	2 3 6, 2 0 0	3 1 3, 3 0 0	5 9	2 3 1, 9 0 0	3 1 2, 3 0 0
6 0	2 3 7, 5 0 0	3 1 4, 9 0 0	6 0	2 3 3, 2 0 0	3 1 3, 9 0 0
6 1	2 3 8, 8 0 0	3 1 6, 4 0 0	6 1	2 3 4, 6 0 0	3 1 5, 4 0 0
6 2	2 4 0, 0 0 0	3 1 8, 0 0 0	6 2	2 3 5, 9 0 0	3 1 7, 0 0 0
6 3	2 4 1, 3 0 0	3 1 9, 6 0 0	6 3	2 3 7, 2 0 0	3 1 8, 6 0 0

改正後			改正前		
6 4	2 4 2, 7 0 0	3 2 1, 1 0 0	6 4	2 3 8, 6 0 0	3 2 0, 1 0 0
6 5	2 4 3, 8 0 0	3 2 2, 7 0 0	6 5	2 3 9, 8 0 0	3 2 1, 7 0 0
6 6	2 4 4, 8 0 0	3 2 4, 3 0 0	6 6	2 4 0, 9 0 0	3 2 3, 3 0 0
6 7	2 4 5, 9 0 0	3 2 5, 9 0 0	6 7	2 4 2, 1 0 0	3 2 4, 9 0 0
6 8	2 4 6, 9 0 0	3 2 7, 5 0 0	6 8	2 4 3, 2 0 0	3 2 6, 5 0 0
6 9	2 4 7, 7 0 0	3 2 9, 0 0 0	6 9	2 4 4, 2 0 0	3 2 8, 0 0 0
7 0	2 4 8, 2 0 0	3 3 0, 5 0 0	7 0	2 4 4, 8 0 0	3 2 9, 5 0 0
7 1	2 4 8, 9 0 0	3 3 2, 0 0 0	7 1	2 4 5, 6 0 0	3 3 1, 0 0 0
7 2	2 4 9, 6 0 0	3 3 3, 5 0 0	7 2	2 4 6, 4 0 0	3 3 2, 5 0 0
7 3	2 4 9, 9 0 0	3 3 4, 9 0 0	7 3	2 4 6, 9 0 0	3 3 3, 9 0 0
7 4	2 5 0, 5 0 0	3 3 6, 4 0 0	7 4	2 4 7, 6 0 0	3 3 5, 4 0 0
7 5	2 5 1, 1 0 0	3 3 7, 9 0 0	7 5	2 4 8, 4 0 0	3 3 6, 9 0 0
7 6	2 5 1, 9 0 0	3 3 9, 4 0 0	7 6	2 4 9, 3 0 0	3 3 8, 4 0 0
7 7	2 5 2, 5 0 0	3 4 0, 8 0 0	7 7	2 4 9, 9 0 0	3 3 9, 8 0 0
7 8		3 4 2, 2 0 0	7 8		3 4 1, 2 0 0
7 9		3 4 3, 6 0 0	7 9		3 4 2, 6 0 0
8 0		3 4 5, 0 0 0	8 0		3 4 4, 0 0 0
8 1		3 4 6, 2 0 0	8 1		3 4 5, 2 0 0
8 2		3 4 7, 6 0 0	8 2		3 4 6, 6 0 0
8 3		3 4 8, 9 0 0	8 3		3 4 7, 9 0 0
8 4		3 5 0, 3 0 0	8 4		3 4 9, 3 0 0
8 5		3 5 1, 6 0 0	8 5		3 5 0, 6 0 0
8 6		3 5 3, 0 0 0	8 6		3 5 2, 0 0 0
8 7		3 5 4, 1 0 0	8 7		3 5 3, 1 0 0
8 8		3 5 5, 3 0 0	8 8		3 5 4, 3 0 0
8 9		3 5 6, 3 0 0	8 9		3 5 5, 3 0 0
9 0		3 5 7, 3 0 0	9 0		3 5 6, 3 0 0
9 1		3 5 8, 4 0 0	9 1		3 5 7, 4 0 0

改正後			改正前		
9 2		3 5 9, 4 0 0	9 2		3 5 8, 4 0 0
9 3		3 6 0, 4 0 0	9 3		3 5 9, 4 0 0
9 4		3 6 1, 4 0 0	9 4		3 6 0, 4 0 0
9 5		3 6 2, 4 0 0	9 5		3 6 1, 4 0 0
9 6		3 6 3, 4 0 0	9 6		3 6 2, 4 0 0
9 7		3 6 4, 3 0 0	9 7		3 6 3, 3 0 0
9 8		3 6 5, 2 0 0	9 8		3 6 4, 2 0 0
9 9		3 6 6, 0 0 0	9 9		3 6 5, 0 0 0
1 0 0		3 6 6, 9 0 0	1 0 0		3 6 5, 9 0 0
1 0 1		3 6 7, 8 0 0	1 0 1		3 6 6, 8 0 0
1 0 2		3 6 8, 7 0 0	1 0 2		3 6 7, 7 0 0
1 0 3		3 6 9, 5 0 0	1 0 3		3 6 8, 5 0 0
1 0 4		3 7 0, 3 0 0	1 0 4		3 6 9, 3 0 0
1 0 5		3 7 1, 0 0 0	1 0 5		3 7 0, 0 0 0
1 0 6		3 7 1, 9 0 0	1 0 6		3 7 0, 9 0 0
1 0 7		3 7 2, 0 0 0	1 0 7		3 7 1, 6 0 0
1 0 8		3 7 3, 3 0 0	1 0 8		3 7 2, 3 0 0
1 0 9		3 7 4, 0 0 0	1 0 9		3 7 3, 0 0 0
1 1 0		3 7 4, 7 0 0	1 1 0		3 7 3, 7 0 0
1 1 1		3 7 5, 4 0 0	1 1 1		3 7 4, 4 0 0
1 1 2		3 7 6, 1 0 0	1 1 2		3 7 5, 1 0 0

第2条 芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員に定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたとき（法第22条の2第1項第1号の規定により採用された場合を含む。<u>次条第2項において同じ。</u>）の在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第14条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当については、一般職の職員の例による。</u></p> <p><u>2 フルタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたときの芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第22条の4第1項に規定する基準日以前6月以内の期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、当該期間を通算する。</u></p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員に定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当を除いたものとする。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたとき（法第22条の2第1項第1号の規定により採用された場合を含む。）の在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第15条 (略)</p>

(芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項において同じ。）の月額に、<u>6月に支給する場合には100分の120を、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項において同じ。）の月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(報酬の加算の特例)</p> <p>3 次の各号に掲げる日（以下「基準日」という。）に在籍するパ</p>	<p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(報酬の加算の特例)</p> <p>3 次の各号に掲げる日（以下「基準日」という。）に在籍するパ</p>

改正後	改正前
<p>ートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）に対し、それぞれ当該各号に定める額を第2条に規定する報酬の加算額として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 令和5年12月1日に在職する職員 その者の令和5年12月の報酬の月額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額に規則で定める割合を乗じて得た額</p>	<p>ートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）に対し、それぞれ当該各号に定める額を第2条に規定する報酬の加算額として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 令和5年12月1日に在職する職員 その者の令和5年12月の報酬の月額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額に規則で定める割合を乗じて得た額</p>

第4条 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>芦屋市パートタイム会計年度任用職員の<u>報酬等</u>に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p>	<p>芦屋市パートタイム会計年度任用職員の<u>報酬、期末手当及び費用弁償</u>に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）の月額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 パートタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたとき（法第22条の2第1項第2号の規定により採用された場合を含む。<u>次条第3項において同じ。</u>）の在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>給与条例第22条の2及び第22条の3の規定は、第1項の規定による期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第10条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。ただし、規則で定める者を除く。</u></p>	<p>第10条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日の報酬（地域報酬を含む。以下この項において同じ。）の月額に、<u>6月に支給する場合には100分の120を、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 パートタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたとき（法第22条の2第1項第2号の規定により採用された場合を含む。）の在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。</p> <p>4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 勤勉手当の額は、基準日の報酬の月額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、基準日の報酬の月額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、前条第2項ただし書の規定を準用する。</p> <p>3 パートタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたときの第1項に規定する基準日以前6月以内の期間の扱いについては、引き続きその職にあったものとみなし、当該期間を通算する。</p> <p>4 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給日は、一般職の職員の例による。</p> <p>5 給与条例第22条の2及び第22条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(報酬の支給方法等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等)</p> <p>第12条 職務の特殊性等その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当については、第2条から第10条の2までの規定にかかわらず、市長が常勤の職員との権衡並びにその職務及び勤務条件を考慮し、規則で定める。</p> <p>(休職者の報酬等)</p>	<p>(報酬の支給方法等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等)</p> <p>第12条 職務の特殊性等その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当については、第2条から第10条までの規定にかかわらず、市長が常勤の職員との権衡並びにその職務及び勤務条件を考慮し、規則で定める。</p> <p>(休職者の報酬等)</p>

改正後	改正前
<p>第15条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項又は芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年芦屋市条例第25号）第2条の2第1項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬、地域報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>の全額を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の場合を除き、休職中のパートタイム会計年度任用職員の報酬、地域報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>については、これを支給しない。</p>	<p>第15条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項又は芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年芦屋市条例第25号）第2条の2第1項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬、地域報酬<u>及び期末手当</u>の全額を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の場合を除き、休職中のパートタイム会計年度任用職員の報酬、地域報酬<u>及び期末手当</u>については、これを支給しない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条並びに附則第6項の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（報酬等の内払）
- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償

に関する条例（以下「報酬等条例」という。）第2条の規定により改正前の給与条例別表第1の規定を適用して得た基準月額に基づいて支給された報酬等（報酬等条例に規定する地域報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び期末手当並びに第3条の規定による改正前の芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例附則第3項第2号及び第3号の規定により加算される報酬を含む。以下同じ。）は、改正後の給与条例別表第1の規定を適用して得た基準月額に基づく報酬等の内払とみなす。

（芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

6 芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第10条第2項中「芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

参 照

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

一般職の職員に準じ、会計年度任用職員の給料等の月額及び期末手当の支給率を改めるとともに、新たに勤勉手当の支給に関する規定を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

(第1条及び第2条関係)

ア フルタイム会計年度任用職員給料表の給料月額を、行政職給料表の1級及び2級の改定に準じて引き上げる。(別表第1)

イ 勤勉手当に係る規定を次のとおり新設する。(第14条の2)

(ア) フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当については、一般職の職員の例による。

(イ) フルタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたときの基準日以前6月以内の期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、当該期間を通算する。

ウ 勤勉手当の規定の新設に伴う規定の整理

(2) 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第3条及び第4条関係)

ア 題名を「芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

イ パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率を次のとおり改める。

(第10条)

(ア) 改正案 (R6.4.1 施行)		(イ) 改正案 (公布の日施行)		現 行	
6 月期	12 月期	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期
122.5 /100	122.5 /100	120 /100	125 /100	120 /100	120 /100

ウ 令和5年12月1日に在職するパートタイム会計年度任用職員の報酬の加算の特例の割合を次のとおり改める。(附則第3項)

改正案	現 行
100分の10	100分の5

エ 勤勉手当に係る規定を次のとおり新設する。(第10条の2)

(ア) 基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。ただし、規則で定める者(※1)を除く。

(イ) 勤勉手当の額は、基準日の報酬の月額に規則で定める支給割合(※2)を乗じて得た額とし、勤勉手当の支給率の上限は、100分の102.5とする。ただし、日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額は、基準日以前6月以内の期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

※1 規則で定める支給対象から除く者

- ・無給休職者
- ・停職者
- ・育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間に勤務した期間がないもの

※2 規則で定める支給割合

基準日以前6月以内の期間に勤務した期間に応じて、次に掲げる割合

勤務期間	支給割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の70
2月以上3月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の45
15日以上1月未満の場合	100分の30
15日未満の場合	100分の10
勤務期間がない場合	0

※1及び※2については、規則において、市長が支給基準を定めることと規定する。

(ウ) パートタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたときの基準日以前6月以内の期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、当該期間を通算する。

(エ) パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給日は、一般職の職員の例による。

オ 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の期末手当の支給制限及び支給の一時差止めの規定は、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給について準用する。(第10条及び第10条の2)

カ 勤勉手当の規定の新設に伴う規定の整理

3 施行期日等

- (1) 2(1)ア並びに2(2)イの表中(イ)及びウの規定は公布の日から、2(1)イ及びウ並びに2(2)ア、イの表中(ア)及びエからカまで並びに(4)の規定は令和6年4月1日から施行する。
- (2) 2(1)アの規定は、令和5年4月1日から、2(2)イの表中(イ)及びウの規定は、令和5年12月1日から適用する。
- (3) 2(1)ア並びに2(2)イの表中(イ)及びウの規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給されたフルタイム会計年度任用職員の給与及び

パートタイム会計年度任用職員の報酬等は、改正後の条例の規定による給与及び報酬等の内払とみなす。

(4) 芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 2 (1)イ及び(2)エに伴い、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員に、勤勉手当を支給する。

イ 2 (2)アに伴い、引用する条例の題名を改める。